

日程第28 議案第13号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（中本正人君）日程第28 議案第13号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第14号 電子情報処理組織による戸籍事務に関する事務の委託について

○議長（中本正人君）日程第29 議案第14号 電子情報処理組織による戸籍事務に関する事務の委託について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）どうしてかつらぎ町に委託することになったんですか。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）今回、この議案を上程させていただいた経過というものについて、少し説明させていただきます。

現在、本市において稼働している戸籍システム機械、機器等については、29年の6月末に更改時期を迎え、その経費等については、財政の負担がかなり大きなものになってきております。

現在、かつらぎ町、高野町、湯浅町において、戸籍サーバー等の関連機器、これを共同利用することによって稼働経費を分散、また単独での運用より経費的に有利な方策を既にっております。この3町については、平成27年10月からの5年間、サーバーをかつらぎ町に設置し、高野町、湯浅町、共同利用サーバーの保守運用等をかつらぎ町に委託して、現在に至って安定稼働しておるといことがございます。

今回、このかつらぎ町、高野町、湯浅町が

既に行っておる戸籍サーバーの共同利用について、本市においても参加していきたいということでございます。

以上です。

○議長（中本正人君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、総務委員会に付託いたします。

日程第30 議案第15号 市道路線の変更に

ついて

○議長（中本正人君）日程第30 議案第15号市道路線の変更について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、経済建設委員会に付託いたします。